

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 8 月26日
【会社名】	宝印刷株式会社
【英訳名】	TAKARA PRINTING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番 8 号
【電話番号】	03(3971)3101 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長兼 C S R 部長 若松 宏明
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区高田三丁目28番 8 号
【電話番号】	03(3971)3101 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長兼 C S R 部長 若松 宏明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2019年8月23日開催の第82回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年8月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 新設分割計画承認の件

お客様のニーズに応じた価値創造力を高め、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社体制へ移行するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

新設分割による持株会社体制への移行に伴い、商号および目的について所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、堆誠一郎、加島英一、今井哲男、岡田竜介、津田晃、井植敏雅、関根近子を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、田村義則、大西裕、松尾信吉を選任するものであります。

第5号議案 取締役（非常勤取締役および社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現在の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続するものであります。

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役を退任する田村義則および監査役を退任する平松有恒に対し退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 新設分割計画承認の件	79,757	678	0	(注) 3	可決 95.88
第2号議案 定款一部変更の件	79,783	652	0	(注) 3	可決 95.91
第3号議案 取締役7名選任の件				(注) 2	
堆 誠一郎	74,820	5,615	0		可決 89.95
加島 英一	75,062	5,373	0		可決 90.24
今井 哲男	75,042	5,393	0		可決 90.22
岡田 竜介	75,016	5,419	0		可決 90.18
津田 晃	74,649	5,786	0		可決 89.74
井植 敏雅	79,929	506	0		可決 96.09
関根 近子	78,142	2,293	0		可決 93.94
第4号議案 監査役3名選任の件				(注) 2	
田村 義則	79,898	537	0		可決 96.05
大西 裕	70,923	9,512	0		可決 85.26
松尾 信吉	80,075	360	0		可決 96.27
第5号議案 取締役(非常勤取締役および社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	79,519	916	0	(注) 1	可決 95.60
第6号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件	63,685	16,750	0	(注) 1	可決 76.56
第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	63,701	16,733	0	(注) 1	可決 76.58

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。